

2007(平成19)年度 法学既修者選考試験問題

憲法

(90分、総点100点)

試験開始の指示があるまで開かないこと

注意

1. 問題用紙は、表紙をふくめて4ページで、問題は2問ある。
2. 解答用紙は1枚配布する。解答は解答用紙に記入し、解答の末尾には、「以上」と明記すること。また、用紙が不足した場合には、追加の用紙を配布するので、挙手して監督者に知らせること。
3. 下書き用紙として、白紙を1枚配布する。ただし、下書き用紙の提出は認めないので、必ず解答用紙に清書して提出すること。
4. 解答用紙への受験番号、氏名記入は、監督者の指示によること。また、「管理番号」欄は、大学側が使用するので受験生は記入しないこと。
5. 問題の内容に関する質問には、応じない。
6. 試験時間内の退場はできない。なお、試験中の発病等やむを得ない場合には、挙手により監督者に知らせ、その指示に従うこと。
7. 試験終了後は、監督者の指示があるまで、各自の席で待機すること。
8. 問題用紙及び下書き用紙は、各自で持ち帰ること。

第1問

次の(1)～(3)の各問に答えなさい。(40点)

(1) 憲法92条の「地方自治の本旨」とはどのような意味か、説明しなさい。(10点)

(2) 衆議院の解散の決定権は内閣にあり、かつ、内閣は憲法69条に定められた場合以外にも衆議院の解散を決定することができると言われている。その理由はどのように説明されているか、述べなさい。(20点)

(3) 憲法31条の保障が行政手続にも及ぶか否かについて判例がどのように考えているか、説明しなさい。(10点)

第2問

医療法7条1項によると、「病院」(医師又は歯科医師が、公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所であって、20人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。同法1条の5第1項)を開設しようとする者は、開設地の都道府県知事の許可を受けなければならない。都道府県知事は、病院開設申請に係る施設の構造設備及びその有する人員が同法21条及び23条の規定に基づく厚生労働省令の定める要件に適合するときは、開設の許可を与えなければならない(同法7条4項)。病院開設の許可とは別個の手続として、病院開設者は保険医療機関としての指定の申請を行う。保険医療機関とは、要するに患者がその病院で診察、治療等を受ける際に保険証を使える機関であるということの意味する。保険医療機関の指定は厚生労働大臣が行う(健康保険法63条3項1号)。

ところで、医療法30条の3により、都道府県は当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する医療計画を定めることになっており、医療計画のなかでは都道府県内の各区域における基準病床数などを定めることになっている。そして、病院が開設されようとしている区域の病床数がすでに過剰である場合には、同法30条の7に基づいて、病院開設許可に先立って都道府県知事から病院を開設しようとする者に対して病院開設中止や病床数削減などの勧告がなされることがある。

病院を開設しようとする者が上記の病院開設中止などの勧告を拒否したとしても、医療法に基づく病院開設の許可を受けることは可能である。医療法は、病院開設中止勧告を含む同法30条の7の勧告を受けたことやこれを拒否したことが病院開設許可の障害となる

旨の定めを設けていないからである。けれども、健康保険法65条4項2号によれば、病院の開設者が医療法30条の7の規定による勧告を受け、これに従わないときには、厚生労働大臣は「その申請に係る病床の全部又は一部を除いて」保険医療機関の指定を行うことができる。「病床の全部」を除いた指定を受けるということは、たとえば外来診療についてのみ保険医療機関としての指定を受けるということを意味し、病床での入院医療については保険取り扱いができないことになる。

このような仕組みがとられる理由として、次のような説明がなされている。すなわち、病院開設中止勧告の目的は、病院の開設が申請された際、その申請に係る病院の病床数等を医療計画に適合する方向に誘導することにより、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保するところにある。また、医療の分野においては、供給が需要を生む傾向があり、人口あたりの病床数が増加すると、一人当たりの入院費も増大するという相関関係があるとされており、医療計画に照らし過剰な数となる病床を有する病院を保険医療機関に指定すると、不必要又は過剰な医療が発生し、医療保険の運営の効率化を阻害する事態を生じさせるおそれがある、と。

なお、医療法には次のような条文がある。

医療法1条の2第1項

医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき、及び医療を受ける者の心身の状況に応じて行われるとともに、その内容は、単に治療のみならず、疾病の予防のための措置及びリハビリテーションを含む良質かつ適切なものでなければならない。

同条第2項

医療は、国民自らの健康の保持のための努力を基礎として、病院、診療所、介護老人保健施設その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）、医療を受ける者の居宅等において、医療提供施設の機能に応じ効率的に提供されなければならない。

医療法1条の3

国及び地方公共団体は、前条に規定する理念に基づき、国民に対し良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制が確保されるよう努めなければならない。

Xは、F県において病床数200の病院を開設しようと考え、F県知事に病院開設許可の申請を行った。F県知事はF県の医療計画に基づき、Xが病院開設を希望する区域の病床数がすでに過剰であることを理由として、医療法30条の7に基づき、病院開設中止の勧告を行った。Xはこれに従わず、F県知事はXの申請に係る病院開設を許可した。その後、Xは厚生労働大臣に保険医療機関としての指定の申請を行ったが、厚生労働大臣は健康保険法65条4項2号に基づいて、病床の全部を除いて指定を行った（以下「本件指定」という。）。Xは、病院開設中止勧告を受けてこれに従わない者に、その申請に係る病床の全部を除いて保険医療機関としての指定を行うことは、病床での入院医療を事実上不可能にすることによって病院開設を事実上困難にし、病院が新規に参入することを拒否するものであって、憲法に違反するのではないかと考えている。

以上を前提にして、本件指定の合憲性について論じなさい。結論に至るまでの過程のなかであなたの見解と異なる見解にも言及すること。 (60点)